

教第50号議案

令和3年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会関係分）に関する意見決定について

令和3年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会関係分）が作成されるに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき提示すべき意見を別紙のとおり決定する。

令和3年11月22日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

令和3年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）の作成に関する意見
令和3年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）の作成については異議ありません。

令和3年11月22日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

教委総第 1751 号

令和 3 年 11 月 17 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

令和 3 年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会関係分）に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、令和 3 年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会関係分）を作成するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局総務部総務課）

令和3年度11月補正予算案について

債務負担行為 《教育委員会所管分 合計》 40,000千円

PFIアドバイザー業務

40,000千円

中学校給食の全員喫食制への移行に向けたPFI方式による給食センターの整備について、円滑に事業を進めるため、事業者選定から契約までの一連の業務に対する支援等業務を専門的な知見を有する民間事業者に委託する。

なお、契約が令和3年度から令和4年度にわたるため債務負担行為を設定する。

令和3年度神戸市一般会計補正予算(教育委員会関係分)

債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額		
		補正前	補正額	補正後
PFIアドバイザー業務	令和4年度まで	0	40,000	40,000

- PFIアドバイザー業務 PFI方式による給食センターの整備に向けたアドバイザー業務を、専門的な知見を有する民間事業者に委託するため、複数年度契約を締結するにあたり債務負担行為を設定する。